



2026年3月27日

各位

会社名 株式会社日本エム・ディ・エム  
代表者名 代表取締役社長 弘中 俊行  
(コード番号 7600 東証プライム)  
問合せ先 I R室 棟近 信司  
(03-3341-6705)

## 監査等委員会設置会社への移行及び公告方法の変更 並びに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査役会設置会社」から「監査等委員会設置会社」に移行すること、公告方法を電子公告に変更すること、並びにこれらに必要な定款の一部変更を行うことについて、2026年6月19日開催予定の当社第54回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 定款変更の理由

#### (1) 監査等委員会設置会社への移行の目的

当社は、「患者さんのQOL向上に貢献する」というパーパスの下、「最先端の優れた医療機器の開発と販売を通じて、医療に貢献する」という経営理念を掲げ、全てのステークホルダーのご期待に応えるべく、コーポレートガバナンスの強化を最重要課題の一つとして取り組んでまいりました。

このような基本的な考えの下、現状の機関設計においても、取締役会のモニタリング機能に軸足を置き、取締役会の付議基準を見直し、取締役会での審議の充実などに取り組み、コーポレートガバナンスの強化を通じ、企業価値の向上に努めてまいりましたが、更なる企業価値の向上を図るため、当社は「監査等委員会設置会社」に移行することとしました。

この移行により、医療機器業界を取り巻く外部環境の変化への対応力を一層強化し、経営の監督と業務執行を分離し、監督機能の強化とより迅速な意思決定を可能とすることで、更なる企業価値の向上に努めてまいります。

#### (2) 公告方法の変更の目的

インターネットの普及を考慮し、公告閲覧の利便性向上および公告手続きの合理化を図るため、当社の公告方法を日本経済新聞から電子公告に変更するとともに、併せてやむを得ない事由により電子公告することができない場合の措置を定めるため、現行定款第5条（公告の方法）を変更するものであります。

#### (3) 移行の時期

2026年6月19日開催予定の第54回定時株主総会において、必要な定款変更等について承認をいただき、監査等委員会設置会社への移行及び公告方法の変更をする予定です。

### 2. 定款の一部変更

#### (1) 定款変更の目的

① 監査等委員会設置会社へ移行するにあたり、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除など、所要の変更を行います。

② 公告方法の変更をするにあたり、現行の定款第5条を変更後の定款第5条へと変更を行います。

す。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は、別紙記載のとおりです。

(3) 変更の日程

定款一部変更のための株主総会開催日 2026年6月19日(金) 予定

定款一部変更の効力発生日 2026年6月19日(金) 予定

以上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分)

| 現行定款  | 変更案   |
|---|---|
| 第1章 総 則   | 第1章 総 則   |
| 第1条～第3条(条文省略)   | 第1条～第3条(現行どおり)  |
| 第4条 (機 関)<br>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査役<br>(3) 監査役会<br>(4) 会計監査人   | 第4条 (機 関)<br>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。<br>(1) 取締役会<br>(2) 監査等委員会<br>(削除)<br>(3) 会計監査人  |
| 第5条 (公告方法)<br>当社の公告は、 <u>日本経済新聞に掲載して行う。</u>   | 第5条 (公告方法)<br>当社の公告は、 <u>電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告ができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。</u>   |
| 第2章 株 式   | 第2章 株 式   |
| 第6条～第11条(条文省略)  | 第6条～第11条(現行どおり)   |
| 第3章 株 主 総 会   | 第3章 株 主 総 会   |
| 第12条～第18条(条文省略)   | 第12条～第18条(現行どおり)  |
| 第4章 取締役および取締役会  | 第4章 取締役および取締役会  |
| 第19条 (員 数)<br>当社の取締役は、12名以内とする。<br>(新設)   | 第19条 (員 数)<br>当社の取締役は、12名以内とする。<br><u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とする。</u>  |
| 第20条 (選任方法)<br>取締役は、株主総会において選任する。<br><u>2</u> (新設)<br><u>2</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br><u>3</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。 | 第20条 (選任方法)<br>取締役は、株主総会において選任する。<br><u>2</u> <u>前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別してしなければならない。</u><br><u>3</u> 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。<br><u>4</u> 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。  |
| 第21条 (任 期)<br>取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。<br><u>2</u> (新設)<br><u>2</u> 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。<br>(新設)                 | 第21条 (任 期)<br><u>2</u> <u>監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u><br><u>2</u> <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u><br><u>3</u> 増員または補欠として選任された監査等委員でない取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。<br><u>4</u> 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。<br><u>5</u> 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該選任のあった株主総会後の、2年後の定時株主総会開始のときまでとする。 |
| 第22条 (代表取締役および役付取締役)<br>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。<br><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、専務取締   | 第22条 (代表取締役および役付取締役)<br>取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の中から</u> 代表取締役を選定する。<br><u>2</u> 取締役会は、その決議によって、 <u>監査等委員でない取締役の</u>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>役、常務取締役、取締役相談役若干名を定めることができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役社長</u>に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。<br/>(新設)</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(条文省略)</p> <p>第25条 (取締役会の議事録)<br/>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。<br/>(条文省略)</p> <p>第27条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。<br/>(新設)</p> <p>第29条 (条文省略)</p> <p>第30条 (員数)<br/>当会社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>第31条 (選任方法)<br/>監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第32条 (任期)<br/>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>第33条 (常勤の監査役)<br/>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>第34条 (監査役会の招集通知)<br/>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>第35条 (監査役会の決議方法)<br/>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>第36条 (監査役会の議事録)<br/>監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載</p> | <p>中から、取締役社長1名を定めることができる。</p> <p>第23条 (取締役会の招集権者および議長)<br/>取締役会は、<u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた者がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2 <u>取締役会</u>においてあらかじめ定めた者に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>3 前二項にかかわらず、<u>監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会</u>を招集することができる。</p> <p>第24条 (取締役会の招集通知)<br/>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。<br/>(現行どおり)</p> <p>第25条 (取締役会の議事録)<br/>取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。<br/>(現行どおり)</p> <p>第27条 (報酬等)<br/>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>2 <u>会社法第361条第1項各号に掲げる事項は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定めなければならない。</u></p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>第5章 監査等委員会<br/>(削除)</p> <p>第30条 (監査等委員会の招集通知)<br/>監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。<br/>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</p> <p>第31条 (監査等委員会の決議の方法)<br/>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>第32条 (監査等委員会の議事録)<br/>監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に</p> |
|---|--|

|   |   |
|---|---|
| <p>または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第37条</u> (監査役会規則)<br/>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p><u>第38条</u> (報酬等)<br/>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第39条</u> (社外監査役の責任免除)<br/>当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第40条～第41条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第42条～第45条</u> (条文省略)</p> | <p>記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p><u>第33条</u> (監査等委員会規程)<br/>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第34条～第35条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第36条～第39条</u> (現行どおり)</p> <p>(附則) 令和8年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終了前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第39条の定めるところによる。</p> |
|---|---|